

宇都市トータルヘルスケア業務受託者選定実施要項

1 目的

近年、様々な要因により本市職員の不調者は増加傾向にあり、個人、年代、性別、役職、職場ごとの現状・課題を明確にし、よりよい職場環境を整備する必要がある。また、周囲の配慮・支援、セルフケアの重要性を改めて認識してもらう必要性がある。

本業務は、本市のメンタルヘルス対策の強みである産業医・保健師等の面談体制を最大限活かしつつ、民間事業者の実績・ノウハウを活用することで、職員のメンタルヘルス、職場環境の保持増進を一層図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

宇都市トータルヘルスケア業務委託

(2) 業務内容

別紙「宇都市トータルヘルスケア業務委託仕様書（案）」のとおり

(3) 委託期間

令和8年度	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
令和9年度	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
令和10年度	令和10年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 提案上限額

委託料提案額の上限は3か年総額で16,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

また、各年度の上限は、以下のとおりである。

令和8年度	5,400,000円
令和9年度	5,400,000円
令和10年度	5,400,000円

（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

と。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で、役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員と知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(4) J I S Q 1 5 0 0 1に適合し、プライバシーマークを取得又は申請中など、個人情報保護のための適正な管理体制及び実績を有すること。

(5) 国、地方公共団体や民間企業等のうち、対象者1000人以上の規模でメンタルヘルス対策事業の企画、運営、実施及び評価に係る一連の業務実績があること。

4 実施スケジュール

No.	項目	日程	備考
1	プロポーザル公募開始	令和8年1月26日（月）	市ウェブサイトに掲載
2	質問書の受付期間	令和8年1月26日（月）～ 令和8年2月6日（金）12時まで	回答は市ウェブサイトに掲載
3	応募書類の提出期限	令和8年2月26日（木）16時30分	持参又は郵送で必着
4	審査（プレゼンテーション）の実施	令和8年3月4日（水）午後予定	
5	受託候補者の決定及び通知	令和8年3月中旬（予定）	郵送で通知
6	契約締結	令和8年3月下旬（予定）	

5 参加手続

(1) 実施要項、仕様書等の公開

宇部市ウェブサイトに掲載する。

https://www.city.ube.yamaguchi.jp/boshu/boshuu_shigoto/boshu_nyuusatsu/index.html

(2) 質問に関する事項

ア 受付期間：公募開始日から令和8年2月6日（金）12時まで

イ 質問方法：様式1を電子メールにて下記「1.2 担当部署及び問合せ先」に提出すること。PDFも可。

ウ 回答方法：令和8年2月10日（火）宇部市ウェブサイトに掲載する。

事業者名は公表しない。また、電話等による個別の回答は行わない。

（3）応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和8年2月26日（木）16時30分

イ 提出場所：下記「1.2 担当部署及び問合せ先」に同じ

ウ 提出方法：持参（平日9時から16時30分まで）又は郵送（提出期限日必着）

エ 提出物：応募書類 A4版 6部（正本1部、副本5部）

6 応募書類

（1）提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 会社概要書（任意様式）

ウ 企画提案書（様式3）

エ 價格提案書（任意様式）

オ メンタルヘルス対策事業の企画、運営、実施及び評価に係る一連の業務実績（任意様式）

（2）応募書類作成における注意事項

ア 價格提案書については金額の積算内容が分かるように記載すること。

また、3年度分総額及び各年度の内訳が分かるように記載すること。

イ メンタルヘルス対策業務実績については、従業員規模1000人以上のものについて作成すること。

ウ （1）のア以外の書類については、提出者を特定することができる内容（社名等）を記載しないこと。

エ （1）のイからオまでを一セットとすること。

（3）企画提案書（様式3）作成にあたっての留意事項

ア 共通事項

（ア）フローチャート図等により、個々の業務とその連携全体像が見える内容とすること。

（イ）個々の業務スケジュールについて記載すること。

（ウ）総括運営体制・責任者等について記載すること。

（エ）仕様書以外でメンタルヘルス対策として効果的な提案があれば記入すること（加点項目）。

イ ストレスチェック業務

（ア）厚生労働省が推奨する職業性ストレス簡易調査票57項目又は新職業性ストレス簡易調査票の推奨尺度セット短縮版を追加した80項目に加え、ストレスチェック質問項目の追加等、独自の企画があれば提案すること。

（イ）個人宛結果通知及び集団分析について、結果のサンプル等を明示すること。

- (イ) 職場環境改善にあたっての課題設定の着眼点について記載すること。
- ウ コンサルテーション業務
 - (ア) メンタルヘルス対策、ストレスマネジメント向上に結びつく提案とすること。
 - (イ) 対象職員、実施内容、対応時間について提案すること。また提案理由についても記載すること。
- エ 相談窓口業務（ハラスメント相談・公益通報）
 - (ア) 相談体制について、ハラスメント相談・公益通報それぞれ提案することとし、対応フローを記載すること。
 - (イ) ハラスメント相談・公益通報については周知方法を記載すること。
 - (ウ) 産業保健スタッフとの連絡方法について記載すること。
 - (エ) 相談窓口となる有資格者の経歴を記載すること。
 - (オ) 対応可能な日時、相談件数の上限などについて可能な範囲を提案すること。
- オ トータルコーディネート業務
 - (ア) メンタルヘルス対策、職場環境改善に資する取組について、提案すること。
例：各種研修、情報配信など

（4）価格提案書作成にあたっての留意事項

価格提案書には金額のみならず、内訳を記載すること。

ア 提出書類の取扱い

- (ア) 提出された企画提案書（様式3）は、本プロポーザル手続における契約相手方候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、宇部市情報公開条例（平成12年条例第3号）に基づく開示請求があったときは、開示の対象文書になること。なお、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となること。
- (イ) 提出された応募書類は返却しないものとする。

7 候補者の選定

（1）評価基準

別紙「評価基準」のとおり

（2）評価方法

企画提案書等応募書類及びプレゼンテーションについて、あらかじめ定めた評価基準に基づき、評価採点を行う。

（3）候補者の選定方法

ア （2）の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点が同点で2者以上ある場合は、価格提案書の最も安価な者を候補者として選定する。

ウ ア、イにかかわらず、総合点が100点中60点未満の場合は、候補者として選定しない。

8 プレゼンテーション・ヒアリング審査

(1) 実施予定日 令和8年3月4日（水）午後予定

(2) 実施場所 宇部市役所本庁舎

時間及び会場詳細については参加者に別途通知する。

(3) 実施方法

ア 提出した資料を用いてプレゼンテーションを行う（15分以内）

イ 質疑応答（10分以内）。

ウ 参加者は1者3人までとし、WEB会議による参加も認める。

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、全ての参加者に選定、非選定の結果を通知する。また、選定結果通知と併せて下記項目について宇部市ウェブサイトにて公表する。なお、受託候補者とならなかった者は、通知を受けた翌日から起算して7日以内に、その理由の説明を書面（任意様式）により求めることができる。

(1) 公表事項

ア 候補者の名称、総合点及び選定理由

イ ア以外の参加者にかかる総合点

10 契約

受託候補者と業務内容等について契約交渉を行う。この際、仕様書及び提案内容の一部を変更する場合がある。なお、契約交渉が不調の場合は、次点者と契約交渉を行う。

11 その他

(1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出ること。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。

(3) 参加に要する全ての費用は、参加者の負担となること。

(4) 次の各号のいずれかに該当したときは、参加者は失格になることがあること。

ア 提出書類に不足があったとき又は指示した事項に違反したとき。

イ 当該選定に関し、不正な事実が認められたとき。

12 担当部署及び問合せ先

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 総務部 職員課 給与厚生係 担当 片山・福重

電話 0836-34-8132 FAX 0836-22-6057

メールアドレス syokuin@city.ube.yamaguchi.jp